

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	令和7年度足立区地域保健福祉推進協議会 第2回介護保険・障がい福祉専門部会 (足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)		
事 務 局	小峯介護保険課長 半貫高齢者施策推進室長 長門障がい福祉課長 高橋障がい福祉センター所長 柳瀬障がい援護担当課長 荒井社会福祉協議会事務局長 岩松介護保険課介護保険係長		
開催年月日	令和7年11月4日(火)		
開催時間	午後2時00分開会～午後4時00分閉会		
開催場所	すこやかプラザあだち 大研修室N		
出席者	石渡和実部会長 さの智恵子委員 山下俊樹委員 鵜沢 隆委員 小鮎裕美委員 佐藤奈緒委員 馬場優子委員	白石正輝委員 長沢興祐委員 倉田 聡委員 橋本飛鳥委員 加藤仁志委員 鈴木真理子委員	佐々木まさひこ委員 横田ゆう委員 加藤章子委員 細井和男委員 柳川富士雄委員 伊東貴志委員
欠席者	酒井雅男副部会長 山根佳代子委員	山中崇副部会長 茂木聡直委員	福岡靖介委員
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>【資料1】地域密着型サービス事業者の新規及び更新指定について</p> <p>【資料2】「(仮称)足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブリックコメントの実施結果について</p> <p>【資料3】地域包括支援センター関原の移転および名称変更について</p> <p>【資料4】「介護の日」のイベント実施について</p> <p>【資料5】令和7年度あだちの介護保険(令和6年度実績)について</p> <p>【資料6】令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果について</p> <p>【資料7】足立区LINE公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用開始について</p> <p>【資料8】令和7年度「第44回足立区障がい者週間記念事業」の実施について</p>		
その他			

様式第2号（第3条関係）

（事務局）

皆様こんにちは。

定刻でございますので、ただいまから令和7年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会、介護保険・障がい福祉専門部会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

私は、本日の司会進行役を務めます介護保険課介護保険係の岩松と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

まず席上配付資料といたしまして、介護保険・障がい福祉専門部会委員名簿、本日の会議次第、席次表、資料1の追加資料として、地域密着型サービスの運営に関する委員会資料、お送りしております資料2の差し替えとしまして、「（仮称）足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例（案）」のパブリックコメントの実施結果について、資料2の追加資料として、提出された意見の概要及び区の考え方、資料3の別添資料といたしまして、クリーム色の表紙のあだちの介護保険でございます。

次に、事前にお送りしました資料の確認をさせていただきます。

本日お持ちでない場合には、事務局に用意してございますので、お申しつけください。

資料1「地域密着型サービス事業者等の新規及び更新指定について」、資料2「（仮称）足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例（案）」のパブリックコメントの実施結果について」、資料3「地域包括支援センター関原の移転および名称変更について」、資料4「「介護の日」イベントの実施について」、資料5「令和7年度あだちの介護保険（令和6年度実績）について」、資料

6「令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果について」、資料7「足立区LINE公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用開始について」、資料8「令和7年度「第44回足立区障がい者週間記念事業」の実施について」となります。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから専門部会を始めさせていただきます。

なお、専門部会設置細則第4条第2項により、この専門部会は過半数の委員の出席により成立いたします。今回、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、この専門部会の会議録は区民に公開することとなっております。記録の関係上、御質問、御意見の前にお名前をお願いいたします。なお、マイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、次第を御覧ください。

本日の資料1の案件、地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定についてにつきましては、足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱に基づき、足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会として報告させていただきます。

なお、同要綱第3条で、運営委員会の委員は専門部会の委員をもって充てることとしているため、まず初めに地域密着型サービスの運営に関する委員会としてこの案件を御報告させていただき、その後、介護保険・障がい福祉専門部会として、その他の案件について御報告させていただきます。

また、本日席上に配付しております地域密着型サービスの運営に関する委員会資料には、個人情報や事業所の経営状況等が記載されておりますので、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第8条の規定に

基づき、部会長の判断により、この案件のみ非公開とさせていただきます。

また、地域密着型サービスの運営に関する委員会資料につきましては、この案件終了後、回収をさせていただきます。

それでは、これより議事進行を石渡部会長にお願いいたします。

(石渡部会長)

部会長の石渡と申します。

皆様お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和7年度の第2回足立区地域保健福祉推進協議会、介護保険・障がい福祉専門部会を始めさせていただきます。

議題は、お手元のとおりです。

先ほど司会の方から説明がありましたが、まずは足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会ということで資料の1についての説明をしていただいた後、皆様から御意見、御質問などをお受けします。その後で、介護保険・障がい福祉専門部会ということで、報告事項について説明をしていただきます。

それでは、まず、資料の1について、介護保険課の小峯課長から御説明をお願いいたします。

【「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開】

※資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっています。

それでは、専門部会の報告事項に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、資料の2から6までを順次御説明いただいた後に、皆様からの御質問、御意見をいただきたいと思います。その後で、資料7と8について説明いただいて、御意見をいただきたいというふうに思います。それでは、まず資料の2と3について高齢者施策推進室の半貫室長、資料の4から6については小峯課長からの御説明をお願いしたいと思います。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料2を御覧ください。

「(仮称)足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブリックコメントの実施結果についてになります。

条例を制定していく予定だということは、前回の部会のほうでも御案内をいたしました。9月にパブリックコメントを1か月間行いまして、3件、3人の方から御意見をいただきました。パブリックコメントの実施の周知につきましては、項番2の(3)アからクまで様々な媒体とまた機会を通じて周知をしてきたところです。3件、3人からの御意見につきましては、別紙2-2にまとめ、載せていただいております。いずれも条例案に対しては前向きな御意見をいただいております。これらの御意見で特に条例案につきましては変更するようなことはございませんでした。

今後、こちらの条例案につきましては、区の常任委員会の厚生委員会のほうに御報告をした後、区のホームページで区民の方々に向けまして区の考え方を公表する予定です。

また、条例につきましては、第1回定例会

で条例案を議案として提出する予定で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料3、地域包括支援センター関原の移転及び名称変更についてです。

地域包括支援センター関原ですけれども、事務所は関原にありますので、包括関原という名前ですが、担当している地域は梅田の2丁目から8丁目ということで、担当地域外に事務所があるということが、これまで課題となっておりました。また、その包括関原が入っております施設ですけれども、築58年を経過しておりますので、各設備故障や雨漏りが発生するなど老朽化が著しいということで、移転先を探しておりました。

今回、梅田の2丁目にいい物件がございましたので、そちらに移転を予定しております。移転は令和8年3月22日の日曜日に引っ越しをいたしまして、翌月曜日の23日から新しいところで業務を開始いたします。

場所ですけれども、資料3-1に簡単な地図を御用意しております。梅田病院の向かい側になります。場所は移転しますが、運営していただいております法人は社会福祉協議会ということで変わりはありません。

この後、あだち広報、ホームページ等でもお知らせいたしますが、担当地域の町会・自治会の方々へも丁寧な説明を行わせていただき、また回覧板、掲示板での御協力もいただきまして、区民の皆様が迷うことがないように、しっかりと広く周知をしてみたいと考えております。

説明は以上になります。

(石渡部会長)

続いて小峯課長の報告をいただいた後に、委員の皆様から御意見をいただきます。

(小峯介護保険課長)

恐れ入ります。

では資料4から6まで一括して御説明を

させていただきます。

まず、資料4です。「介護の日」イベントの実施についてということで、こちら毎年11月11日の介護の日に合わせまして、介護従事者の皆様と、ボランティア活動のほうを継続して行っていた方に表彰式と、あと区役所を訪問された方に向けたイベントを実施をさせていただきます。

項番1ですけれども、介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞表彰式ということで、11月11日の午後2時から4時、庁舎ホールを借りまして、足立区と足立区介護サービス事業者連絡協議会様との共催で実施をさせていただきます。

内容ですけれども、介護職員として区内に5年以上、10年以上、15年以上勤務されている成績優秀な方ということで、今年は約690名の方に御案内をさせていただきます。記念品としては、それぞれ5年、10年、15年で5,000円、1万円、1万5,000円の図書カードを贈呈させていただきます。

また、イの元気応援ポイント事業活動褒賞についても同日開催をさせていただきます。こちらも累計過去5年以上、10年以上、15年以上ということで、年間30時間以上のボランティア活動を行って、活動交付金を申請いただいた方が、今年約60名いらっしゃいます。

次のページになりますけれども、こちらの方には記念品といたしまして、5,000円、1万円、1万5,000円の区内共通商品券をお渡しさせていただきます。

当日、少し早めの時間でございますけれども、正午から午後4時までの間に、介護の日の催しを行っております。区役所中央館1階のアトリウムで介護の日フェスティバルというものを、主催を足立区介護サービス事業者連絡協議会様に行っていただいております。

て、記載のような福祉用具の展示ですとか、介護体験ですとか、見守りサービス展示等、実施をさせていただいております。

また、イベント2ということで、介護予防連携事業の「あだち脳活ラボ」のガラガラ抽せん会も併せて実施をさせていただいております。お時間御都合つくようであれば、ぜひ御参加、御覧いただけるとありがたいと思っております。

資料4につきましては以上でございます。

続いて、資料5です。

こちらは令和7年度あだちの介護保険（令和6年度実績）についてということになります。こちらについては、本日別紙でお配りしているクリーム色の「あだちの介護保険」、こちらの冊子としてまとめさせていただいております。詳細はこちらのほうを御確認いただければと思うんですけども、毎年実施、実績ということで作成をさせていただいているものになります。

資料5のほうには、その中からピックアップさせていただいた内容を記載をさせていただいております。項番1の65歳以上の被保険者につきましては、令和5年度と比べまして602名の減少ということになっております。一方で、要介護・要支援を受けていらっしゃる方については、525名増加というところになっております。

次のページでございます。

項番2番、保険給付状況でございますけれども、こちら介護サービスを受給されている方は、前年度比497名の増ということで、3万2,673名で、保険給付費のほうは623億円余というところで、昨年度よりも25億円余、約4.2%の増というふうになっています。

主な増理由といたしましては、足立区のほうでは特別養護老人ホームの整備というところでどんどん特別養護老人ホームを増や

している中で、昨年度、令和6年度中にオープンをしたところが2か所ございましたので、そちらに入られている方の利用額等が伸びているというところでございます。

資料5については、簡単でしたが以上でございます。

資料6でございます。

資料6につきましては、先ほど皆様から御審議いただきました地域密着型サービスの新規更新の話でございますが、こちらは同じく地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果でございます。こちらにつきましては、今年度、六町の国有地を活用した地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募を実施してまいりました。今回はその結果の御報告でございます。

結果につきましては、項番2番ですが、残念ながら御応募いただけなかったということで、公募を終了させていただきました。

理由として、事業者の方からヒアリングをさせていただいたところ、やはり国のほうが事業を決定した後でないといこの土地の貸付料というのをお示しできないというふうに言われていることですとか、あとは貸付相手が社会福祉法人のみが対象だったというところ、対象が少しやや狭かったかなというところもありまして、その辺を国のほうにも何とかならないでしょうかということで確認をさせていただいたんですが、やっぱりそれはできませんということで、認められなかったというところでございます。

今回は、認知症対応型共同生活介護、グループホームですとか小規模多機能型居宅介護、こちらのサービスを提案していただいている事業所を募集させていただきました。こういったサービスというのは引き続き足立区でもまだまだ需要があるサービスとなっておりますので、9期の介護保険事業計画で

すとか、場合によっては10期等になってくる  
かもしれませんけれども、そういったところで  
活用はできないか、整備のほうも計画的に  
進めてまいりたいというふうに考えており  
ます。

資料6については以上でございます。

(石渡部会長)

御説明ありがとうございます。

それでは、今までの御説明について、何か  
御質問、御意見ある方はお伺いいたします。  
順序はお聞きのところからで結構です。

(白石委員)

1つ、簡単な質問ですけれども、資料4の  
ところに介護の日のイベント実施がありま  
すが、介護従事者には図書カードを渡すと、  
ボランティアの対象者には区内共通商品券  
を渡すという形で2種類出ているんですね。  
図書カードというのは、今非常に使いにくい  
です。私が住んでいる西新井町に図書、本屋  
さんないんですよ。本を買いに行くには花畑  
のところまで買いに来ないと本屋さんがない。  
図書カード配ったって使い勝手が非常に  
悪い。そういう意味では、区内共通商品券に  
すべきだというふうに思いますが、なぜ図書  
カードにこだわるんですか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、我々としまして  
も、区内商品券も検討させていただいたと  
ころでございますが、やはり従事をされてい  
る方が、足立区にお住まいの方もいらっし  
ゃれば、足立区外にお住まいの方も多数い  
らっしゃるといふことで、そうなると、区  
内商品券だと逆に使いづらいというよう  
なお声などもいただいていることから、ど  
こでも使える図書カードを対象とさせて  
いただいているところでございます。

(白石委員)

言っていることは分からなくはないん  
ですよ。ただ、一般的に、働いている人  
たちが本屋さんで図書カードを使うとい  
うことは非常に難しい、そういうこと  
に今なっているわけですよ。西新井  
にも興野にも昔はたくさん本屋さん  
あったの。今一軒もないんですから。  
花畑まで来ないと本買えないという  
ような状況で、図書カードをもらっ  
ても使い勝手が非常に悪い。私は、  
自民党では区内商店を振興するた  
めにとということで、区内商品券の  
利用というのは広く皆さん方に求  
めているわけね。

今言うように、足立区に住んでい  
ない人は困っちゃうよねというのなら  
ば、本人に確かめて、足立区に住  
んでいない人は図書カードのほう  
がいいよというのなら図書カード  
でもいいけれども、足立区に住  
んでいる人は図書カードを使い  
にくい。足立区に住んでい  
なくて本屋さんないんですから、  
もうほとんど。それが今大きな  
社会問題になっているわけ  
ですよ、本屋さんがなくな  
っているのが。それなのに、  
図書カードに固執する理由  
がどうしても分からない。もう  
一度検討する気はないんですか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。

一度、昔はそれが区内商品券  
だった時代もあったという  
ところでございますが、その  
ときに、逆の御意見を  
いただいたので、今  
現在は図書カードに  
変更させていただいた  
という経緯がございま  
す。そのあたり、今  
現在どういったもの  
が従事者の方にと  
ってよろしいのか  
というところは、も  
ちろん検討する必  
要があるかと思  
うんですが、今の  
ところ、図書  
カードでやら  
せていただ  
きたいな  
という  
ふうな  
思い  
で  
お  
り  
ま  
す。

(石渡部会長)

佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員)

足立区議会議員、佐々木でございます。

私のほうは、「(仮称)足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブリックコメントについてお伺いさせていただきます。

この条例の名前ですが、いつまでもこのまちで条例というそのフレーズ、非常にエッジの効いた条例案、条例名になっていますけれども、これに込められた区の思いというのはどういったところにあるのでしょうか。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫からお答えいたします。

これまでも認知症の施策についてはいろいろと行ってまいりました。その中でも、この言葉、いつまでもこのまちで、足立区でということ、皆さんにお伝えしながらこの内容を進めてきたところです。認知症になった方がこの足立区で自分らしく過ごしていただきたい、また周りの方々も共に認知症の方をサポートしながら、支えながら住んでいく、そういった意味を込めております。

(佐々木委員)

この前文のほうで、「認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し」というふうに書いてありますので、そういったところを目指してということだろうというふうに思いますので、そういう足立区らしい認知症の方々に対する様々な施策が進んでいくことを望んでおります。

資料の2-2、裏面のほうですけれども、非常にすばらしい御意見が書かれているなというふうに感じたところなんです、古い認知症観を捨て、新しい視点に基づいた意識変革を行うべきであるというようなことと

か、行動心理症状(BPSD)を「言葉にならないSOS」として捉えて、科学的根拠に基づいたケアで対応すべきだということとか、非常に示唆に富んだパブコメをいただいているところでございます。

私のほうから、このBPSDに対してどういったケアをといるところで、認知症ケアプログラムを区が実施していることはよく存じております。

これはどちらかというと介護事業者で介護する、その事業者の方々が基本的にはこのプログラムを使って介護を受ける側の様々なものを受け止めながら、しっかりとケアしていくというプログラムで、これが認知症の方の興奮とかそういったことを引き起こさない非常にいい取組だということで、今進んでいることは存じているんですけれども、この認知症ケアプログラムの事業自体は、どちらかというと介護事業者に特化したものでありますので、介護する人というのは、あとは家族もいるし、そのほかにもいらっしゃるわけで、うちの党としても提案させていただいたユマニチュードという、フランス発祥のケア技術ですね。相手をそのまま受け入れ、あなたを大切に思っているよということを伝えるための技術、そういったことも使っていてはどうかという提案をさせていただいたことがございますけれども、そういった研修とか、そういったものを介護事業者だけではなくて、家族をやっぱりそこに巻き込んでいかなければ、とてもできないものですから、家族の大切さということも含めて、こういったところに入れ込んでいただければなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長です。

以前、ユマニチュードにつきましては御提

案をいただきました。今、まだ大々的には取組みはできてはいないところですが、家族の方が集まっている、そういった場でこのユマニチュードについて御説明をして、こういった形でお声かけをというようなことではお話を始めているところです。

この条例ができましたら、今後は認知症の計画もつくってまいろうかと思っておりますので、その中ではそういったことも含めて発展できるような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

(佐々木委員)

よろしく願いいたします。

(石渡部会長)

どうぞ。

(白石委員)

独りでやるわけにはいきませんから、すぐ渡しますけれども、認知症については、今も介護度は3ですか。

(半貫高齢者施策推進室長)

はい、3です。

(白石委員)

このことを何で聞くかということ、私は3年間認知症の母親を介護していた。約1年、寝たきりになった父親の介護もしました。寝たきりになると、父親は介護度5なんです。認知症だと3だと施設に入れられないんですよ。ところが、認知症の3のほうが寝たきり5になった父親より手間がかかる。介護に大変な思いをする。なぜ認知症が介護度が上がらないのか。このことは何回も言ってきたんですが、このことについて、区で何とかしろといったってなかなかできませんから、何とか区のほうから認知症の重い人を見ているのは寝たきりよりもずっと大変だということを言ってほしいんですが、いかがですか。

(小峯介護保険課長)

介護保険課長です。

そうですね、委員がおっしゃるとおり、確かに要介護5の寝たきりの方よりも要介護3でまだ御自身でいろいろ徘徊をしたりとか、動けるような方だけでも、ちょっと大変な対応が必要だということで、実体験も交えてお話をされたというのは、我々としても認識はしているところです。一方で、この要介護度を決めさせていただくための基準というのは国のほうで統一的なものとして定められており、どれだけ介護の手間が必要かということで基準を定められているところです。国の基準はまた計画のタイミング等でいろいろ改正をされてくるわけですが、今、白石委員がおっしゃっていただいた内容については、こういった御意見があるということは我々のほうからも声は出していきなるとは思いますけれども、実際そうなるかということまでは、すみません、私どものほうでちょっとコントロールは難しいかなというふうには考えております。

(白石委員)

うちの母親はアルツハイマー型の認知症だったんですね。ちょっと目を離すとどこか行っちゃうんですよ。どこか行ったら帰ってこれない。家族中全員で探さなくちゃいけないんですね。そういう意味では、家族にかかる負担というのは大変なんです。これをぜひ理解してほしいというふうに思います。

そういう意味では、区のほうから国のほうに、私どもも話はできるだけしますけれども、区のほうからもぜひ話を進めてほしいと。3では施設入所は絶対できませんから。

(石渡部会長)

さの委員、お願いします。

(さの委員)

区議会議員のさのでございます。

1点だけ、地域包括支援センター関原が移転されるということで、うれしいところもあ

るんですけども、名称が関原ということで、間違えて関原の方が行ってしまうということもございましたので、梅田になるということではよかったなと思っっているんです。ただ場所について、ちょっと私も現地分かるので見たんですけども、築40年、58年から40年ということで、少し残念感もあるんですね。ここ、2丁目から8丁目って結構梅田も広いので、できれば梅島の駅近くのほうがよかったかなという気持ちがございます、ここになった理由等について教えていただけますでしょうか。

(半貫高齢者施策推進室長)

物件をいろいろ梅田地域内で探しまして、築40年、確かに58年から40年ということで、若干不安を抱かれる方もいるかと思うんですが、広さ、スペース、あと立地ですね。今までは非常に分かりにくいというところもありましたので、駅から少し距離があるんですけども、比較的分かりやすいというところでこちらの物件を決めたという次第になっております。

元は食品を扱っているお店だったんですけども、内装の方を大家さんがやってくさっていますので、比較的きれいになると思っております。

(さの委員)

最後に要望なんですけど、梅田8丁目複合施設に梅田図書館が移転した後は、複合施設を区で使うということも聞いておりますので、できれば今後、高齢者の方が増える中ですので、そういう新しくできるところに、今回内装もしてしまうので、費用対効果等々もございますが、あそこに移るんじゃないかといううわさが少しあるぐらい皆様楽しみにしていたところもありますので、今後また高齢者が増えていく中で、しっかりと適材適所というか、いい場所にとということも要望させてい

ただきたいと思います。ありがとうございます。

(半貫高齢者施策推進室長)

包括なんですけれども、今年度からプロポーザル方式で事業者さんを決めています。事業者が変わるたびに包括の場所が変わるといことも、やはり区民の方にとっては分かりにくくなってしまいますので、なるべく区の施設に入れていくという方針を持ってございますので、今後、様々な機会を捉えて区の施設に入れるように努力してまいります。

(石渡部会長)

ありがとうございます。

ほかにここまでの報告について何かございますか。どうぞ。

(横田委員)

区議会議員の横田です。

認知症条例についてちょっと意見を何点か述べさせていただきたいと思います。

このパブリックコメントの2番目、認知症以外でも様々な障がい等を持つ方の声を聞く場が必要と考えるということで御回答ありましたけれども、こういう条例をつくったり、何か政策を練るときには、やはり当事者の意見を聞く、このケースでいえば認知症の方、それから家族の方、そういう方からきちんと、しっかりと意見を聞いて進めるということが重要だと思うんですね。

これについて、やはりきちんと条例でも定める必要があるかなというふうに思っています、例えば世田谷区ではもう令和2年に条例ができているんですけど、ここでは区の責務として、区は認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及び家族の意見を聞かなければならないということきちんとして定めているわけですね。そういったことをやはり盛り込むべきではないかなというふうに1つ思っております。

そしてもう一つは、区民の参加ということで、区民がやっぱり何か支援をされるという、そういうだけではなく、区民が参加していくという、そういった条例にさせていただきたいなというふうに1つは思っております。

これも世田谷区の例で、他にもいろいろあるでしょうけれども、例に取らせていただくと、本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者、そしてその他の区民に発信するように努めるものとするということで、認知症の方と家族が自らも発信できる、そういったことをやはり考えていただきたいというふうに、盛り込んでいただきたいということがあります。

それからもう一つは、地域団体の役割ということがあると思うんですね。白石議員からもありましたように、街の中に認知症で出たしまった、そういう場合もあるわけです。ですから、地域の役割というのが、例えば町会ですとか、自治会ですとか、商店街ですとか、企業ですとか、そういう方たちもこの認知症について認識を高めて関わっていくという、そういった役割を果たしてもらいたいというふうに思います。やっぱり地域で家族・本人が安心して暮らせるためには、住民相互の助け合いですとか見守りが非常に大切になってくると思いますので、そういったことをやっぱり盛り込んでいただきたいというふうに思うんですね。

それから、区の役割として、やっぱり地域づくりと一緒に進めていただきたいということがあります。これも世田谷区の例ですけども、区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業所と連携し、見守り活動及び緊急時におけ

る支援などを行うための体制の整備等を推進するものとするというものが盛り込まれているんですね。こういった視点で、当事者、家族、そして区と、それから事業者の役割だけでなく、やはり町ぐるみで認知症になった方、家族を支えるための条例として、もう少し御検討いただきたいと思います。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫からお答えいたします。

まず、認知症の方や家族の意見を聞くようにということ盛り込むべきというお話ですけれども、世田谷区の条例を参考にされているようなんですが、世田谷区の条例は、認知症基本法が施行される前の条例でございます。認知症基本法、令和6年1月1日に法が施行されまして、もうその法の中で都道府県等に関しては認知症の方、認知症の人及び家族とも意見を聞くように努めなければならないということで、既に決まりがございますので、あえて今回条例の中にはそういう文言は入れておりません。それ自体がもう法としてやるべきことというふうに示されておりますので、条例の中には入れておりません。

今回この条例を作成するに当たっても、認知症の方御本人、それから御家族からも御意見をいただいた上で条例案を作成しております。

それから、社会参加ということでお話ありましたが、社会参加については、条例案の第4条の(4)にもございます。また、新しい認知症観でも、認知症の人が社会参加、自分のできることをやっていくというところは言われておりますので、そこについてはきちんとやっていきたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、この条例で全

てではなく、条例ができた後、来年度は、それぞれ認知症の計画をつくりまして、細かい施策についてもそこで計画立てて進めていきたいというふうに考えておりますので、具体的にはその計画の中に入れていきたいというふうに考えております。

また、3つ目の御質問の地域団体の役割ということですが、今現在も企業等含みまして認知症の研修ですとか受講をしていただいております。こちらにつきましても、条例の第3条の(5)教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組としてというところでうたっております。

また、第4条の(4)のところにも、認知症の人の社会参加につながるための取組及び環境整備に関する施策として、区の責務としても挙げておりますので、地域の方々、また企業も交えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから4点目、区の役割、地域づくりと一緒に進めてほしいということですが、こちらも区の責務として今申し上げた社会参加のところもございしますが、第4条の(8)にも記載があるとおり、認知症の人及びその家族等が地域で安心して暮らせるために必要な政策については区のほうとしてももちろん進めてまいりますので、区全体、行政だけではなく、区民の方も、それから企業も、皆さんで認知症について取り組めるような雰囲気づくりも始め、進めていきたいというふうに考えております。

(石渡部会長)

ごめんなさい、今の事務局の回答について、私の個人的な意見なんですけれども、国の認知症基本法は非常に高い理念ですばらしいものだと思いますけれども、国の法律に書いてあるから区の条例に書かないという

ことはないと思います。いろんな条例が各地でつくられていますけれども、やっぱり条例は自治体としての方針を明確にするという意味で、今の時代に踏襲したいというようなところを明記しないというのは、私は非常に納得できません。意見です。

(半貫高齢者施策推進室長)

半貫です。

ちょっと私の言葉が足りなかった部分もあるんですが、確かに意見を聞くようにということはこの条例案に盛り込むかどうかというのは、もちろん私たちとしても議論はいたしました。いたしたところなんですが、法にもあるし、それは当たり前のことだということで、すみません、今回はあえて載せてはいないところです。

(石渡部会長)

私はその認識がおかしいというふうに思います。

今、たとえば子供の声を聞くみたいなことはもう国全体の方向として出ていますし、やっぱり当事者抜きの当然のことみたいな発想というのはおかしいと私は思います。すみません、意見ですので。

(石渡部会長)

今日はほかにも議題があるので、今までの説明に関してぜひ御発言という方がいらっしゃればお願いをしたいと思います。

どうぞ。

(横田委員)

今言われました法律ができたから、基本法ができたから、もうそれは当然だということではある、そういう認識ではあると思いますけれども、やはり一般の区民がその条例を見たときにどう理解するかということでは、基本的なこともやはり盛り込まなければいけないというふうに私も考えます。ぜひ御検討をお願いします。

(半貫高齢者施策推進室長)

はい。御意見ありがとうございます。

(石渡部会長)

あと、基本的なことだからではなくて、やっぱり条例は自治体としての理念を示すものだと思いますので、自治体としてどのように思っているかということについては明記すべきだと私は思います。以上です。

それでは、お願いします。

(鈴木委員)

すみません、友の会の鈴木と申します。

勉強不足で、もしかしたら変なことを話すかもしれませんが、この資料2-1の第5条、区民の役割のところ、認知症に関係する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとするの「正しい知識」はどこを見ると載っているのかと。よくテレビでは、認知症の方に怒ってはいけませんとか、そういう情報とかぼつぼつとは聞くんですけども、実際家族がなっているわけではないので、お医者さんからこういうふうにして下さいねとかというのを聞いたこともないので、この「正しい知識」というのはどちらかに掲載されるのか、どこかを見ると分かるのかということをお尋ねしたいなとか、どうなんだろうと思って発言させていただきました。

(半貫高齢者施策推進室長)

高齢者施策推進室長の半貫です。

正しい知識という内容をこの条例案には記載をしてはいないです。正しい知識というのは、認知症になったら何もできなくなる、何も分からなくなるということではなくて、できることはある。できなくなることもあるけれども、できることもある。なので、認知症の人ができること、やりたいこと、そういったことをこの住み慣れた地域で仲間とつながりながら希望を持って暮らしていける、

満足しながら暮らしていける、そういった考え方を言っております。

(石渡部会長)

今の御説明に関して何か補足事ありましたらお願いします。

(半貫高齢者施策推進室長)

今私が言った内容について、そういった細かいことは書いていないんですけども、この第5条そのものがそうで、誰もが認知症になる可能性もあるということ。それから、認知症の人及びその家族が安心して暮らせる。そういった正しい知識を持ちということになります。細かい詳細については記載がありませんが、誰もが認知症になる可能性があるということをお分かってくださいというところ、

(石渡部会長)

よろしいですか。

私も正しい知識というような曖昧な表現ではなくて、それこそパブリックコメントの意見にも出ていますけれども、認知症の基本法にも書かれているような新しい視点みたいなのを明記すべきだというふうに改めて思います。意見です。

ほかにここまでの御意見について何か。

どうぞ、加藤委員。

(加藤委員)

足立区ろう者協会の加藤と申します。

ただいまのお話ですが、障がい者の立場でいうと、私たちは耳は聞こえません。皆さんが話す声を聞くことはできません。常識的な話もやっぱり入らないこともあります。知識も入らないことが多いですね。聞こえる人からするとちょっと不思議に思うことがたくさんあると思います。文章が書けないのかと思われることもあります。手話は目で見る言葉なんですね。ただ日本語ではない。文法が違うこともあります。これは特にポイントで

すね。いろいろそのポイントを示していただきたいと思えます。知識ないという、何も分からないというふうに思われがちですけれども、やっぱりポイントを突いた提示をしていただければと思えます。

言葉がない、欲しいということを、例えばお金が欲しいということがあるとすれば、それがなぜなのかということまで理解する、情報を得ていただくことが大切かと思えます。

例えば、盗むということは、昔はお金ないから泥棒は当たり前という考え方が、やっぱり盗むという考え方もあったかもしれません。そういったところでは、もっと具体的に教えていただくと、全てが分かってくると思えます。細かく提示していただかないと、聞こえないということは、情報も入りませんし、分からないんですね。

私の場合は、いろいろ勉強しまして理解が大分進んでおりますが、ただ、聞こえない人の中にはそういったところではなかなか文章では伝わらない部分がありますので、やっぱり文字だけでは、文章だけでは伝わらない部分があります。そうすると孤立します。自分で我慢してしまうということも起こりますので、やはりそういったところでは具体的な提示が欲しいと思えます。

聞こえる方は日本語と手話は同じだと思っていらっしゃると思うんですが、そうではなくて、日本語と手話は違うんです。絵を見るというか、何というんですかね、絵ではないんですが、やはりそういったところでは手話と日本語とは違いますので、どうしてもちょっと話がずれてしまうことがありますので。ですので、せめて障がい者に対しては、やはり何かもっと具体的な提示が欲しいなということを思えます。

以上です。

(石渡部会長)

加藤委員、ありがとうございました。

こういう条例とかもできても、市民にどれくらい認知されているかというのは非常に低いというような調査結果なども出てきますので、やっぱり法律にあるからとか、やっぱり障がいがある方なんかの場合は、理解していただくための何か特別な方策というのはぜひ必要だと思いますので、そのあたりも御検討いただければと思えます。ありがとうございました。

それでは、もしほかに何かおありの委員の方は事務局に直接お願いをするということにさせていただいて、次の予定をしていただいている資料の7について、障がい福祉課の長門課長、それから資料8については障がい福祉センターの高橋所長から御説明をお願いをしたいと思います。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長、長門から、資料7、足立区LINE公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用についてということで、御報告のほうさせていただきます。

障がい者の方の福祉に関する情報、これが見つけにくいという御意見もありまして、LINEのほうを活用して、障がい福祉情報を検索できるというような機能の運用のほうを、今回開始をいたしました。

1に開始時期がありますが、これはもう10月31日午前10時に運用を開始しまして、足立区のLINEのほうを登録している方については、全員にこういった障がい者のシステムが新たに加わりますよということで、その日の正午に一斉に案内のほうをさせていただいたところでございます。

2番は、その支援機能のイメージ図を記載させていただきました。

3番ですが、一体どんなことができるのかというと、大きく言うと3点ございます。

1点目が、障がい福祉情報の検索機能ということで、障がいの身体であるとか知的とか精神であるとか、そういう種別を入力していただくと、分野を選択することでそのサービスのほう、例えば手当であるとか公共料金の減免であるとか、そういうようなことを案内するホームページを誘導するような形でございます。

2点目が、福祉サービスの事業所を検索できる機能。これは、スマホのほうで位置情報というのを持っていますので、その位置情報を活用して、近隣の事業所を表示できるというものでございます。

3点目ですが、お知らせ配信機能ということで、手帳の情報であるとか生まれ年月、これを登録していただくことで関連する情報を受信できるということで、例を幾つか記載させていただきましたが、ADACHI障がい者アート展、これは今月の28日から来月4日まで行いますが、こういったものの御案内を一斉にしたり、障がい者のサービス等受給者証の更新案内、これも切れる前の3か月前程度に御案内のほうを差し上げてありますので、それを忘れずに提出してくださいねというようなことであるとか、そういったことがプッシュ通知でできるようになってくるものでございます。

裏面の4番のほうをお願いいたします。

どういった画面構成なのかというのは、もう今も利用を開始されていらっしゃるんですが、検索機能のイメージ図のほう、展開図のほうを記載させていただきました。

6番の今後のスケジュールでございますが、11月10日号のあだち広報で周知のほうを図っていくとともに、SNSであるとかホームページの掲載、また周知用のカードを今現在作っておりますので、今度新しい障がい者のしおり2025年版が来月には発行できる予

定でございますので、その際に周知カードを作って配付して、周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

(高橋障がい福祉センター所長)

私のほうからは、資料8、令和7年度「第44回足立区障がい者週間記念事業」の実施についてのお知らせでございます。

障害者基本法が定めます障害者週間、12月3日から9日でございますが、これに合わせて足立区として障がい者の自立と社会参加の意欲向上、区民理解の向上と啓発を目的として実施するものでございます。毎年実施しておりまして、今回が44回目でございます。

概要は1のところなんですけど、2点あります。庁舎ホールでの行事と、アトリウムでの作品展という形です。

まず1点目、庁舎ホールでございますが、eスポーツ関係者による体験談等という形で、今年はそういったテーマを考えています。eスポーツというのは、バーチャルスポーツで、いわゆるデジタル技術を活用してオンラインで対戦するようなスポーツのことでございます。そういうようなスポーツもありますので、障がいの方も参加できるということで、今回は視覚障がいの方がこういったバーチャルのものについての体験を話していただくという取組になっております。

その次のふれあい発表会は、各団体さんによるダンス発表等を進めてまいります。

続いて、アトリウムの作品展でございます。例年のような形で作品を公募しておりまして、それを掲示するとともに、お楽しみコーナー、いわゆる販売と体験というところで、手話体験とか、あと有資格者によるマッサージ体験などを予定しているところでございます。

あと、記載のとおりでございますが、これ

は実行委員会形式という形でさせていただいておまして、今年度の実行委員長はここにいらっしゃいます加藤委員にお願いして、ここまで進めてきたというようなところでございます。

私からは以上でございます。

(石渡部会長)

御説明ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問や御意見おありの委員の方いらっしゃいましたら、お願いいたします。

小鮎委員、お願いします。

(小鮎委員)

足立区精神障がい者家族会の小鮎です。

LINEの公式アカウントの障がい者のところ確認させていただきました。こちらの周知を11月からされているということなんですけど、ちょっと周知の内容が分からないのでずれているかもしれないんですが、障がいのある方が障がい福祉に関する情報を見つけにくい現状というのがあるんですが、障がいのある方の家族もまさに障がい福祉に関する情報を見つけにくい現状があり、あと実際に障がい者の方が登録等を自分でできないこともあるので、家族が登録するとか、そういうことも一緒に促すというか、勧めてあげる告知をしていただければと思います。

家族の方がこういうのを登録してはいけないんじゃないかと思ってしまう方もいる場合もあるかもしれないので、こういった勧め方をぜひしていただければと思います。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長からお答えさせていただきます。

確かに、障がいのある方だけでなく、その御家族の方にも当然その内容が伝わっていくということは非常に大切だと思っておりますので、ホームページは当然ございました

けれども、障がい者のしおりを全部読むというのなかなか難しいので、今回は自分の障がいの種別を選択することによって、どういったサービスを受けられるのかということ、何も分からなくてもそれをチャットボット機能を展開していくことで、受けられるサービスの可能性があるということは分かるという、そこだけでも大きな利点になってくるのかなとは思っています。そうすると、そこを見てももう少し細かい情報をホームページのほうへ誘導して見ていただくような形にはなっておりますので、そちらについては御家族の方も見つけることができる、見つけやすくなるようになっているのではないかとこのように考えているところでございます。

(石渡部会長)

ありがとうございます。

よろしいですか。やっぱり情報提供の仕方は本当に難しいのにいろいろ工夫してくださっていると思うんですが、またスタートしたらいろんな御意見が聞けるかと思っておりますので、それらも踏まえてまたさらにバージョンアップしていただくといいなと思えました。お願いいたします。

あと、障がい者週間のイベントに関しては、加藤委員がお役割を担っているようですが、何か補足ございますか。

(加藤委員)

加藤です。

障がい者団体のスペースでは、私は代理ということですね。代理人で加藤がつかさどるという形になっております。一応皆さんに知っていただきたいと思っております。あくまでも代理です。失礼いたしました。

(石渡部会長)

ありがとうございます。

それでは、今の資料7、8関連に関してはよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の案件は以上で終了となりますが、何かほかにお気づきの委員の方いらっしゃれば、ぜひお願いをしたいと思うんですが、まだ発言をしそびれていらっしゃる佐藤委員、倉田委員、柳川委員、何かあればぜひお願いしたいと思いますが、特に何かございますか。

では佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

すみません、LINEについては、使ってみたんですけども、ちょっといろいろとあれっと思うところがあったので、細かいことなので、後で直接お聞きしたいと思います。

それから、さっき時間がないと言われたので、あまりお聞きできなかったんですけども、いいですか。

資料4のところの介護の日というのが11月11日だというのは私も全然知らなかったんですけども、それは何か国のほうで決められて11月11日ということに、曜日関係なくこのイベントをされているんですかね、毎年。それで、なので平日なので多分参加される方は事業所の従事者、関係者の方とかの参加を見込んでという催しなのかなと思うんですけども。

それから、見守りサービスの展示とか体験というのがあって、見守りサービスというのが、お部屋にじっとしていらっしゃる方の見守りサービスなのか、先ほど白石先生がおっしゃったような徘徊される方の見守りサービスなのかによって違うかなとは思いますが、よく高齢者の方の認知症の方の迷子になったときのためのシステムみたいなのがあったと思うんですけども、そういうものって知的障がいの人にも同じようなものを使えないのかなとちょっと思ったりしたことがありました。

(石渡部会長)

ありがとうございます。

本当、このあたりは認知症の方だけということではなくて、ほかにも区民の中で生かせる方がたくさんいらっしゃると思うので、何かそのあたりについてはちょっと柔軟な対応ができるような検討をしていただけるといいなと改めて思います。

柳川委員は何かあれば御発言お願いしてよろしいでしょうか。

(柳川委員)

視力障害者協会の柳川です。

実は、先ほど障がい者週間のことやその7、8ですか、それについて障がい福祉課長のほうからお話がありましたが、私、はつきり言いまして、これ理解ちょっと難しいなとか、理解力に乏しいのかもしれないけれども、ぜひこういうお話を今月の11日、障害連の会議が午前中あるんですが、そういったところとか、あるいは私どもの会員さんが106名いるんですが、そういった団体のところで説明会というのを開いていただけるかなと思うんですが、いかがでしょうか。それを質問の代わりにさせていただきます。申し訳ありません。よろしくお願いします。

(石渡部会長)

そういうことは可能でしょうか。お願いします。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長です。ありがとうございます。

そういった機会を捉えて周知のほうもさせていただきたいと思いますので、日時等、具体的にまた後ほどお伝えしていただければ、参加して説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

(柳川委員)

ありがとうございます。

(石渡部会長)

あと御発言しそびれている倉田委員、何かございますか。

(倉田委員)

先ほどの条例案なんですけれども、このもとにある基本法というのは施行になっているんでしょうか。

(小峯介護保険課長)

はい。令和6年1月1日に施行されています。

(倉田委員)

それに伴って、足立区の条例でその基本法を補完なさろうと思っていると思うんですけれども、基本的にその基本法以外で何か具体的な問題点がございましたでしょうか。というのは、基本法を補完するための条例を作成して、基本理念だけを何度も何度も出しても、あまり意味はないので、具体的に問題点があればその後に条例の補足がつくと思うんですよ。基本理念も重要なんですけれども、もうちょっと問題点が出てきてから完成させたほうがよろしいんじゃないかなとちょっと思いました。

(石渡部会長)

では、御意見としてこの後また条例に関しては検討が進んでいくかと思しますので、今のような御意見も踏まえていただく。

加藤章子委員、何かございましたら、どうぞお願いいたします。

(加藤委員)

友愛クラブ連合会、加藤と申します。

いろんなこと、こちらで学ばせていただいております。

私はやっぱり認知症のことが気になりまして、認知症になった方の言動を問題行動と捉えるのではなくて、やっぱり思いや訴えが周囲にうまく理解されないで悩んで苦しんでいる人のSOSサインだなというふうに思っております。

友愛クラブでもやはりそういう取組に、何とかみんなで取り組みたいなということは常に語り合っておりますし、ただ、どの方にとって何が必要なのか、何が希望なのか、生きがいなのか、そういうことをなかなか見つけることができないで今模索しております。

また、何か対応しても、出てこられる人ばかりじゃない、出てこられない方のほうが圧倒的に多い現状をこれからどういうふうにして対策していったらいいのかなということ課題として老人クラブも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

(石渡部会長)

加藤委員、ありがとうございました。

橋本委員もまだ御発言しそびれているからどうぞお願いします。

(橋本委員)

ハピネスあだちの橋本です。今日はありがとうございました。

介護の日のイベントを毎年やっていただいて、区の方、あと協議会の方、共催でやっていただいて、本当に施設の者としては介護職員の永年勤続、モチベーションというところも上がりますし、施設としては元気応援ポイントというところで、ボランティアの方に来ていただいて、この人が少ない中で手伝っていただいて、施設運営を円滑にしているというのが、本当にありがたい表彰式かなと思っております。

本当に、金額とかではないんですけれども、記念品も頂けるので、本当にこれからもこのイベントは、いい日ということで、11月11日というところで決まったそうなんですけれども、これからも続けていただければと思います。ありがとうございました。

(石渡部会長)

ありがとうございました。

行政の委員の方以外は取りあえず御意見お聞きできたかなと思うんですが、あとこのことをぜひというような委員の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局のほうから御報告事項があるということですので、お願いいたします。

(事務局)

本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

今後の予定ですが、12月25日に地域保健福祉推進協議会、令和8年2月2日に第3回介護保険・障がい福祉専門部会の開催を予定してございます。

それでは、本日の専門部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。